

みせ税理士
の

相続相談手帖 第4話

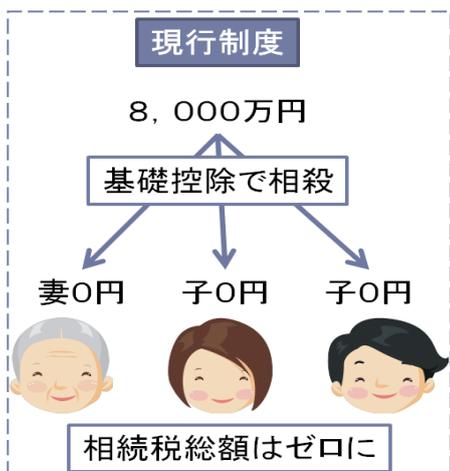
Q 私（68歳）は奈良市在住においてアパート2棟を経営しております。
具体的な財産の内訳は不動産評価額が8千万円、現預金3千万円、借入金3千万円です。
相続人は妻と子2人です。

以前、相続税の試算をした時、基礎控除以下のため相続税の申告は必要なく安心しておりました。しかし、平成25年度の税制改正大綱を新聞報道等で見聞きすると、**相続税が大幅にアップされる**とされています。

私の相続税の試算をもう一度お願いします。

A あなたの簡易計算による相続税の試算は以下の通りです。

身近に迫る相続増税 ～もはや増税は避けて通れない～



（解説）

☆基礎控除の引下げ

現行：5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数

改正：3,000万円＋600万円×法定相続人の数

☆最高税率の引上げ（最高税率50%→**55%**）

※ただし、配偶者控除などを勘案した場合、実際に支払う金額は減ります。

従来より相続税の負担が予想される方はもちろん、新たに相続税の納税が予想される方は、改正後の相続税シミュレーションをお勧めします。

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀一番館4F
TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

無料相談
受付中